

令和5年 10月 3日

契約担当官

航空自衛隊第4術科学校  
会計課長 佐藤 賢



### 「航空自衛隊熊谷基地第4術科学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。同等品申請を行う場合は、令和5年10月12日(木)までに申請書を提出するものとします。有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	備考
1	物品 役務	3043	空調機の撤去及び 設置	航空自衛隊 熊谷基地	5.11.30	5.10.3	5.10.13 12:00	5.10.16	物品の販売 等級:C D	/	担当: 廣谷

詳細については、熊谷基地H P掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式実施要領等によるほか、下記にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒360-8580

埼玉県熊谷市拾六間839 航空自衛隊熊谷基地

第4術科学校業務部会計課契約班

電話 048-532-3554 内線 287 FAX 048-532-4152

## 航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	装備品等・役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類	個別・共通仕様書	熊谷LPS-G410219	
物品番号			承認	令和3年8月25日
品名 又は 件名	空調機の撤去及び設置		作成	令和3年8月25日
			改正	令和年月日
			改正	令和年月日
			作成部隊等名	第4術科学校

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊熊谷基地において使用する空調機の撤去及び設置について規定する。

#### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

##### 1.2.1 契約の相手方等

契約の相手方並びにこの空調機の撤去及び設置の実務を行う者をいう。

##### 1.2.2 撤去

撤去とは、空調機及びその構成品の撤去作業全て（冷媒ガスの回収を含む。）をいう。

##### 1.2.3 設置

設置とは、空調機及びその構成品の設置作業全て並びに設置に伴う電源工事をいう。

#### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

##### b) その他

製造会社が示す標準仕様書

製造会社が示す取扱説明書

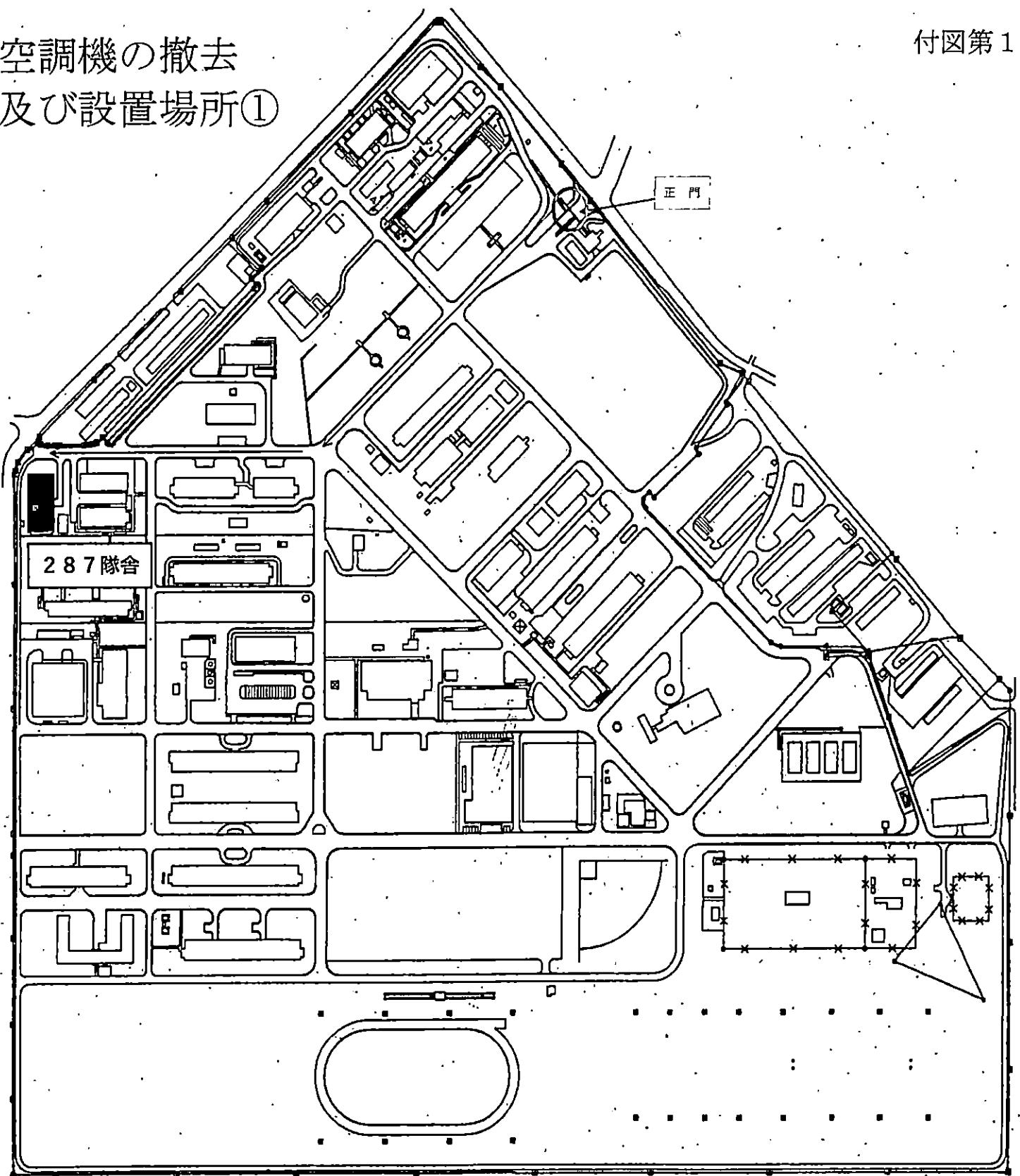
取付要領書

件名	空調機の撤去及び設置
1)	地方調達に係る標準監督・検査実施要領（補本計第140号10.3.19別冊第1）
2	役務に関する要求
2.1	一般 契約の相手方等は、既存の空調機を撤去し、新たに空調機及び構成品を準備するものとする。 なお、役務の実施者は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号、以下「フロン排出抑制法」という。）に定める「第1種フロン類充填回収業者」であり、都道府県知事の登録を受けているものとする。
2.2	対象品目 対象品目は、調達品目表に示す。 なお、準備する空調機は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に適合するものとする。
2.3	役務実施場所 役務実施場所は、熊谷基地内とし、細部は調達品目表に示す。
2.4	役務全般 役務全般は、次による。 a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに監督官と撤去及び設置の日程調整を行うものとする。 b) 空調機の撤去及び設置の細部は、調達品目表に示す。 c) 配線・配管の取り外し及び接続は、漏電・水漏れがないように施工する。 d) 施工に際し、契約の相手方等の責任において、確實に養生を行うものとする。 e) 当該役務に必要な資材及び機材は、契約の相手方等が準備するものとする。 f) 当該役務で発生した材料は、契約の相手方等において処分するものとする。
2.5	撤去 a) 室外機用の土台ブロック、冷媒管及びドレンパイプについても撤去する。 b) 撤去した空調機及び構成品は、官側の指定した場所へ運搬するものとする。 c) 撤去にあたり、冷媒ガスの回収を行う際は、環境に影響を与えることのないよう実施する。また、回収した冷媒ガスは、フロン排出抑制法に定める「第1種フロン類再生業者」又は「フロン類破壊業者」に引渡し、適切に処理するものとする。
2.6	設置 a) 設置は、製造会社が示す標準仕様書、取扱説明書及び取付要領書により行うものとする。 b) この装置の機能及び性能は、製造会社が示す標準仕様書による。 c) 室内機の取り付け位置は、撤去前と同じ若しくは同等の位置とする。 d) 設置にあたり、電源工事が必要な場合は行うものとする。 なお、電源工事に必要な部材は、契約の相手方が準備する。 e) 室外機は、土台ブロック及び必要な部材を使用し、転倒することのないよう設置するものとする。 なお、設置に必要な部材は、契約の相手方が準備する。 f) 設置完了後、試運転を行い、機能確認を実施するものとする

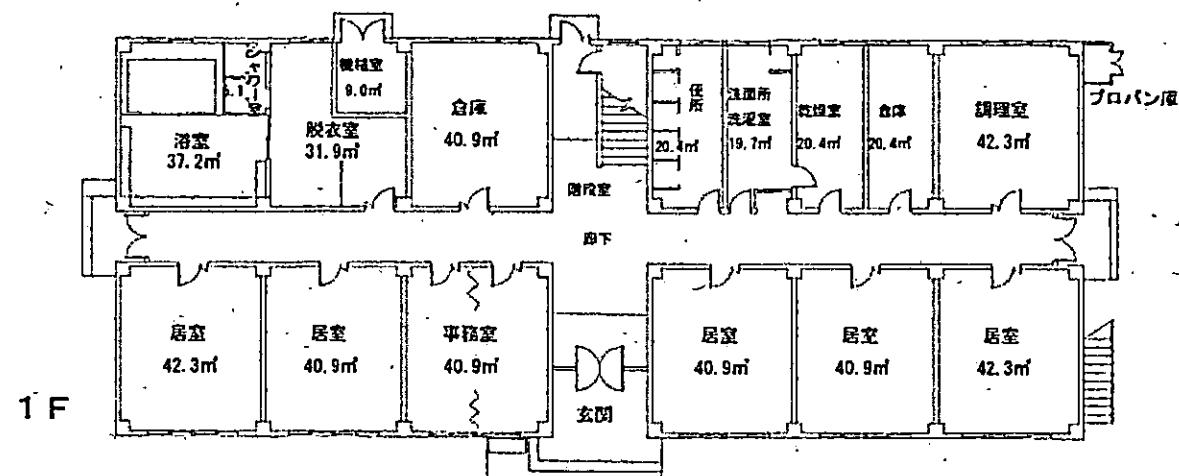
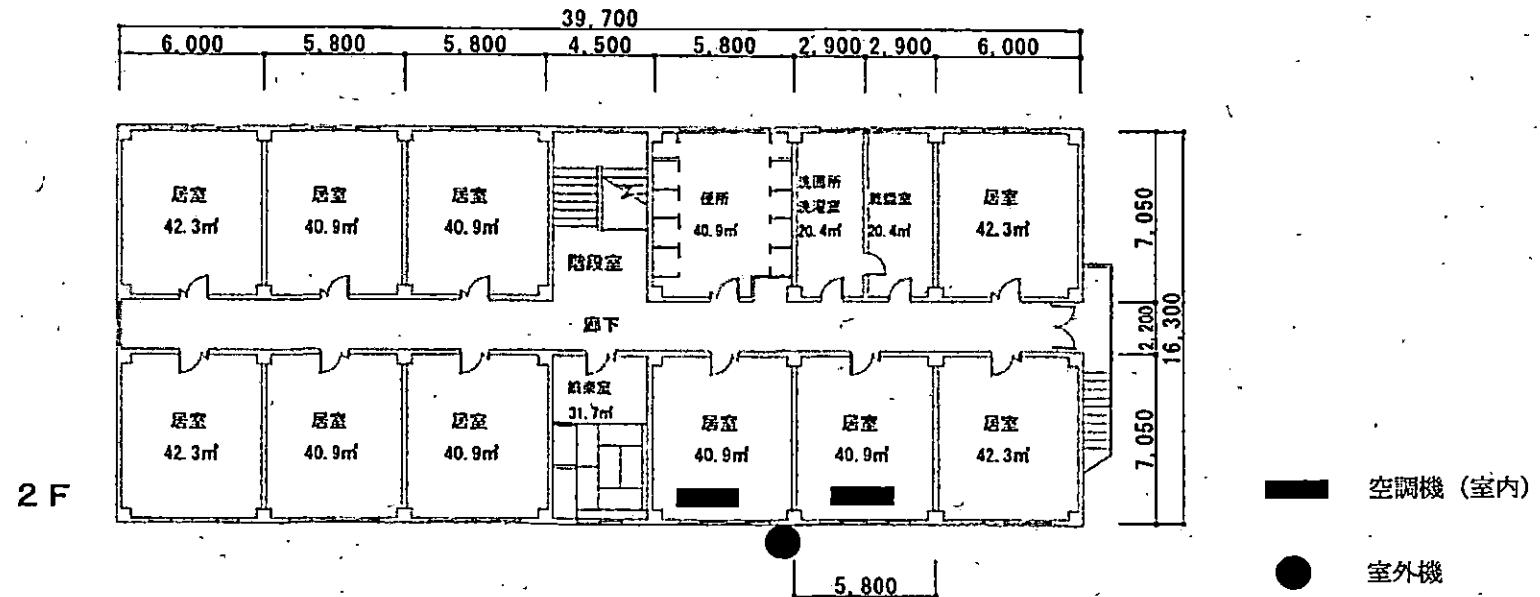
件名	空調機の撤去及び設置
3 品質保証	
3.1 監督・検査	監督及び検査は、地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。
4 その他	
4.1 安全管理	契約の相手方等は、この役務を実施するにあたり、常に安全に留意し、事故防止に努めるものとする。また、高圧ガス保安法に定められたものについては法に基づき、適切に安全管理を実施しなければならない。
4.2 冷媒ガス回収	契約の相手方は、回収した冷媒ガスの委託確認書兼引取証明書を官側に提出するものとする。 なお、フロン排出抑制法に定める行程管理制度に係る様式については、契約の相手方が準備するものとする。
4.3 その他必要事項	a) 作業に際し、施設等に損傷を与えた場合は、契約の相手方の責任において、速やかに原形に修復するものとする。 b) 契約の相手方等は、役務実施場所において、基地の電力及び水を使用する必要がある場合は、監督官と調整するものとする。 c) 官側から立ち入りを許可された以外の場所に立ち入ってはならない。 d) 契約の相手方等は、当該役務により知り得た航空自衛隊に関する知識、情報等を第三者に漏えいしてはならない。 e) 契約の相手方は、当該役務に関わる全ての者に対し、a)～d)を周知させるものとする。 f) この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

## 空調機の撤去 及び設置場所①

付図第1



### 空調機の撤去及び設置場所②



学生隊

名称	#287隊舎		
構造	RC-2	面積	1,274.42m <sup>2</sup>
縮尺	1:300	日付	R2.4.1
図面番号		287	

調達品目表

調達要求番号		作成部課隊等	4術校学生隊
調達要求年月日		作成年月日	令和5年9月14日
仕様書番号	熊谷LPS-G410219		

物品番号 品名	型式	カタログ製品名等 <sup>a)</sup>	数量	場所	備考
		回収を要する冷媒ガス			
4120-NL1105-02-002  空調機	天吊型 三相 200V	日立 RCI-AP140K3	2台	付図第1～第2  287隊舎 学生居室	撤去  回収
		R-410A (フロンガス)	1件		
	天吊型 三相 200V	日立 天吊型室内機 RPC-CP71K3 ダイキン 天吊型室内機 SZRH140BYD 又は同等以上のもの（他社の製品 を含む。）	2台		設置

<sup>a)</sup>この調達品目表に記載した設置を行うカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

# 見 積 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官  
航空自衛隊第4術科学校  
会計課長 佐藤 賢 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

履行期間	契約締結日～ 令和5年11月30日	履行場所		航空自衛隊熊谷基地	
品名(件名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額
空調機の撤去及び設置	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
見積金額	¥				

お見積もり辞退の理由については、以下の項目からお選びくださいますよう、  
よろしくお願い申し上げます。

- 納期(履行期限)に間に合わないため
- 法令やライセンス権等(営業権・販売権)の制約があるため
- 業務多忙なため
- 法令等の規制はないが、設備・技術を現に有しないため
- 法令の規制を受け、事業許可と設備・技術を有しない
- 自社の見積もり判断のため
- 特許・工業所有権又は営業権等の制約により納入できないため
- その他



## 內訣書

## 市価調査表

下記のとおり提出します。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名